

令和4年度 愛知県観光消費喚起事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 愛知県観光消費喚起事業費補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、愛知県において宿泊等を行う旅行商品を割り引いて販売する旅行者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げる事業とする。ただし、国及び地方公共団体等の他の補助金の交付の対象となる事業は、対象としない。

2 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業の登録を受けた者のうち、同法第4条第1項第2号に規定する主たる営業所又はその他の営業所を愛知県内に設置する者とする。また、観光庁が策定した「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージの運用ガイドライン」及び「地域観光事業支援(需要創出支援)の運用変更について」(令和4年3月25日観光庁事務連絡)等に則してワクチン3回目の接種、または、PCR検査等の検査結果が陰性であることを確認できる者であることを要件とする。

3 補助金の交付の対象となる旅行商品(以下「補助対象旅行商品」という。)は、愛知県内の旅程については県の定める「第三者認証制度(ニューあいちスタンダード)」又は「安全・安心宣言施設」に登録し、かつ、PRステッカー、ポスターを掲示している施設のみを扱った商品とする。

なお、宿泊施設については観光庁が策定した「旅行業・宿泊業におけるワクチン・検査パッケージの運用ガイドライン」に基づく登録を必須とし、飲食店については感染防止対策の認証制度が「安全・安心宣言施設」制度から「第三者認証制度(ニューあいちスタンダード)」制度へ移行した場合、「第三者認証制度(ニューあいちスタンダード)」の登録を必須とする。

また、知事が別に定める都道府県における施設を訪問する場合には、その所在地県における第三者認証制度等による登録を行っている施設のみを扱った商品とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象事業において販売する募集型企画旅行商品又は受注型企画旅行商品ごとに次の算式により計算して得た額を、各補助対象事業者について合計した額を上限とする。

補助金の額 = 補助単価 × 参加人数

補助単価※ = 1人当たりの正規料金 × 1/2

※千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。

5千円を超える場合は5千円とする。

(交付申請書の提出)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛知県観光消費喚起事業費補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 愛知県観光消費喚起事業費補助金交付申請書に添付する書類については次のとおりとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 愛知県観光消費喚起事業費補助金 補助金算出シート(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第5条 知事は、第4条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、速やかに申請した補助対象事業者に愛知県観光消費喚起事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)による通知を行うものとする。

2 第1項の規定による通知を受けた補助対象事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業(補助金の交付が決定された補助対象事業をいう。以下同じ。)に係る商品について、正規料金から補助金相当額を減じた額で販売するとともに、販売に当たって補助金相当額を明示するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 規則第7条に規定する申請の取下げの期日は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業内容の変更承認)

第7条 補助事業者は、交付決定額の通知後に、次に掲げる事由により補助事業の内容を変更しようとする場合は、愛知県観光消費喚起事業費補助金変更申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 第5条における交付決定額の20パーセントを超える額の変更
- (2) 補助目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更

2 愛知県観光消費喚起事業費補助金変更申請書に添付する書類については次のとおりとする。ただし、変更内容によっては添付する書類を省略することができる。

- (1) 愛知県観光消費喚起事業費補助金変更計画書(様式第6号)
- (2) 愛知県観光消費喚起事業費補助金 補助金算出シート(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項に規定する承認をしたときは、補助金の交付決定の額に変更を生じるときは愛知県観光消費喚起事業費補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、補助金の交付決定の額に変更を生じないときは愛知県観光消費喚起事業費補助金変更計画承認通知書(様式第8号)により、変更申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の遂行が困難になったときは速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による書面を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載した書面により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、愛知県観光消費喚起事業費補助金実績報告書(様式第9号)を補助事業の完了した日から15日を経過した日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 愛知県観光消費喚起事業費補助金実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。ただし、該当期間内に実績がない場合は、(1)以外の添付を省略することができる。
 - (1) 愛知県観光消費喚起事業費補助金実績書(様式第10号)
 - (2) 愛知県観光消費喚起事業費補助金 実績内訳シート(様式第11号)
 - (3) 旅行代金割引利用申込書(様式第16号)
 - (4) 旅行を実施したこと等を証明できる書類
 - (5) その他知事が必要と認める書類

(中間報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の催行期間が14日を超える場合は、毎月第2・第4月曜日(祝日にあたる場合は、翌平日)に、愛知県観光消費喚起事業費補助金中間報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

- 2 愛知県観光消費喚起事業費補助金中間報告書に添付する書類は次のとおりとする。
 - (1) 愛知県観光消費喚起事業費補助金実績書(様式第10号)
 - (2) 愛知県観光消費喚起事業費補助金 実績内訳シート(様式第11号)
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定額の変更)

第11条 知事は、前条の規定により提出された愛知県観光消費喚起事業費補助金中間報告書(様式第12号)により、補助事業の執行が交付決定額を著しく下回る見込みであると認めるときは、愛知県観光消費喚起事業費補助金交付決定額の変更通知書(様式第13号)により、交付決定額を変更することができる。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条に定める補助金の額の確定通知は、愛知県観光消費喚起事業費補助金交付額確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条に定める額の確定後に交付する。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定後、愛知県観光消費喚起事業費補助金交付請求書(様式第15号)を知事に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び通知)

第 14 条 知事は、規則第 16 条の規定によるもののほか、補助事業者が次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき

(2) 県の定める「第三者認証制度（ニューあいちスタンダード）」又は「安全・安心宣言施設」の登録をしていない施設を旅行商品に組み込み、登録をさせないままツアーを催行したとき

(3) 補助事業を中止し、若しくは廃止したとき

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき

(5) 上記（4）であることを隠蔽するため、虚偽の申請をしたとき

2 知事は前項の規定による取り消しをしたときは、補助金交付決定を取り消した旨を記載した書面により、補助事業者に通知するものとする。

(検査等)

第 15 条 知事は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(関係書類の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(不正利用の防止について)

第 17 条 補助事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応)

第 18 条 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県の各種要請等が出された場合、事業予定期間内であっても、本事業の執行を中止・停止することがある。

2 前項の中止・停止により、購入者が既に予約していた補助事業をキャンセルした場合であっても、特に知事が認めた場合を除き、県はキャンセルによって発生したキャンセル料の負担を行わない。

(その他)

第 19 条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

(令和 2 年 9 月 1 7 日改正)

(令和2年10月5日改正)

(令和2年12月16日改正)

(令和3年1月1日改正)

(令和3年3月22日改正)

(令和3年6月30日改正)

(令和3年9月1日改正)

(令和4年5月1日改正)

別表

全ての事業において、割引の対象者は次の者に限る。

- ・愛知県内に居住地を有する者
- ・知事が別に定める都道府県に居住地を有する者
- ・教育旅行については愛知県内に所在地がある学校の児童、生徒及び教職員

事業の種類	事業の内容
<p>個人向け募集型企画旅行商品 販売事業</p> <p style="text-align: center;">(宿泊商品のみ)</p>	<p>個人客を対象とした次の要件を満たす募集型企画旅行商品を割り引いて販売する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県内を出発地及び帰着地とすること。 2 旅程においては愛知県と知事が別に定める都道府県の範囲内の移動（知事が別に定める都道府県に居住する旅行者による旅行で、愛知県と知事が別に定める都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む）とすること。 3 愛知県内のみ宿泊及び愛知県内での宿泊以外の有料の素材を組み込んだ旅行商品であること。 <p>※有料の素材とは、交通、入場、体験、昼食等のうち、有料のものをいう。以下同じ。</p>
<p>個人向け受注型企画旅行商品 販売事業</p> <p style="text-align: center;">(宿泊商品のみ)</p>	<p>個人客を対象とした次の要件を満たす受注型企画旅行商品を割り引いて販売する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県内を出発地及び帰着地とすること。 2 旅程においては愛知県と知事が別に定める都道府県の範囲内の移動（知事が別に定める都道府県に居住する旅行者による旅行で、愛知県と知事が別に定める都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む）とすること。 3 愛知県内のみ宿泊及び愛知県内での宿泊以外の有料の素材を組み込んだ旅行商品であること。
<p>団体向け募集型企画旅行商品 販売事業</p>	<p>8人以上の団体客を対象とした次の要件を満たす募集型企画旅行商品を割り引いて販売する事業。</p> <p style="text-align: center;">(宿泊商品)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県内を出発地及び帰着地とすること。 2 旅程においては愛知県と知事が別に定める都道府県の範囲内の移動（知事が別に定める都道府県に居住する旅行者による旅行で、愛知県と知事が別に定める都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む）とすること。 3 愛知県内のみ宿泊及び愛知県内での宿泊以外の素材を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込んだ募集型企画旅行商品（宿泊）であること

<p>(宿泊商品・日帰り商品)</p>	<p>(日帰り商品)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県内を出発地及び帰着地とすること。 2 旅程において愛知県の範囲内の移動とすること。 3 愛知県内での宿泊以外の素材を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込んだ募集型企画旅行商品（日帰り）であること。 <p>※宿泊以外の素材とは、入場、体験、昼食等をいう。以下同じ。</p>
<p>団体向け受注型企画旅行商品 販売事業</p> <p>(宿泊商品・日帰り商品)</p>	<p>8人以上の団体客を対象とした次の要件を満たす受注型企画旅行商品を割り引いて販売する事業。</p> <p>(宿泊商品)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県内を出発地及び帰着地とすること。 2 旅程においては愛知県と知事が別に定める都道府県の範囲内の移動（知事が別に定める都道府県に居住する旅行者による旅行で、愛知県と知事が別に定める都道府県以外の都道府県を単に通過するものを含む）とすること。 3 愛知県内でのみの宿泊及び愛知県内での宿泊以外の素材を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込んだ受注型企画旅行商品（宿泊）であること <p>(日帰り商品)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県内を出発地及び帰着地とすること。 2 旅程において愛知県の範囲内の移動とすること。 3 愛知県内での宿泊以外の素材を2つ以上（うち1つは有料の素材）組み込んだ受注型企画旅行商品（日帰り）であること。

備考

- 1 補助金の交付の対象は、第5条の規定による交付の決定の通知を受けた日以降に開始され、令和4年5月31日までに終了する旅行に係るものに限る（宿泊商品は令和4年6月1日チェックアウト分までを対象とする。）。
- 2 次のいずれかに該当するものは、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 催行の実現性が低いと判断されるもの。
 - (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言及び愛知県緊急事態宣言等の期間中のもの。
ただし、新型インフルエンザ等緊急事態宣言及び愛知県緊急事態宣言等がされた時において、既に旅行を開始しているものを除く。
- (3) その他知事が不相当と認めるもの。

- 3 改正後の愛知県観光消費喚起事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に出発する旅行について適用し、令和4年2月28日までに終了する旅行（宿泊商品は令和4年3月1日チェックアウト分までを対象とする。）については、なお従前の例による。